

議案参考資料

[令和8年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係(担当)]

医療保険課 保険税係

議案名

議案第18号 桐生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴い、国民健康保険税の賦課方式等について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)による改正地方税法に基づき、国民健康保険税の賦課方式について、現行の基礎課税額(医療分)、後期高齢者支援金等課税額(支援分)、介護納付金課税額(介護分)に加え、新たに子ども・子育て支援納付金課税額(子ども分)を規定します。

また、子ども分についての低所得者等に対する軽減措置を現行制度と同様に規定します。

【令和8年度からの桐生市国民健康保険税の賦課方式】

国民健康保険税＝医療分＋支援分＋介護分＋**子ども分**(追加)

《子ども分の賦課方式》

子ども分＝所得割額＋均等割額＋18歳以上均等割額※＋平等割額

※18歳以上均等割 子ども・子育て支援金制度の趣旨に鑑み、18歳未満の被保険者の均等割総額を全ての18歳以上の被保険者で負担するもの

《子ども分課税額の算出方法》

- ・所得割額：基礎控除後の前年所得に100分の0.3※を乗じて得た額
- ・均等割額：被保険者1人につき 1,200円※
- ・18歳以上均等割額：18歳以上被保険者1人につき 100円※
- ・平等割額：1世帯につき 800円※

※部分の率及び額については、群馬県内統一により設定します。

(施行期日：令和8年4月1日)

背景・経過

子ども・子育て支援金制度は、全世代が支援金を拠出することによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みとして令和8年度から創設されます。

本制度の創設に当たり、令和6年6月12日に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、新たに子ども・子育て支援納付金課税額を規定した改正地方税法が、令和8年4月1日から施行されます。

また、群馬県及び県内市町村は、令和15年度を目標とする国保税率の県内完全統一への円滑な移行に向けて、本制度により新設される子ども・子育て支援納付金課税額の税率について、完全統一に先行して県内統一することに合意しております。